

京都市教育委員会告示第9号

京都市文化財保護条例第4条及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき別表1に掲げる文化財を京都市登録有形文化財に、別表2に掲げる文化財を京都市登録有形民俗文化財に、別表3に掲げる文化財を京都市登録無形民俗文化財として登録したので、同条第6項の規定により告示します。

平成18年3月31日

京都市教育委員会

別表1

京都市登録有形文化財

名称	数	構造形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
九頭神社 本殿	1棟	一間社流造, 正面軒唐破風, 千鳥破風付, こけら葺 附 建地割図 1枚 安永七戊戌年二月吉日の記がある 棟札 2枚 造立寶永五年戊子十二月十五日の 記があるもの 1 再建安永七年戊戌八月吉日の記が あるもの 1 祈祷札 1枚 安永七年戊戌九月十八日遷宮の記 がある	九頭神社	京都市右京 区京北細野 町北谷17 番地	京都市右京 区京北細野 町北谷

別表2

京都市登録有形民俗文化財

名称	数	所有者	所有者の住所	所在の場所
崇仁船鉾・十二灯装飾品	一式	崇仁自治連合会	京都市下京区郷之町139番地	京都市下京区小稲荷町79番地の3

別表3

京都市登録無形民俗文化財

名称	保存団体	保存団体の所在
御香宮祭礼獅々	御香宮獅々若会	京都市伏見区八幡町436番地

(文化市民局文化部文化財保護課)